

議案第 17 号

名張市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

名張市立図書館規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 7 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

名張市立図書館のサービス及び利用者の利便性の向上を図るため、資料の複写に係る実費の算定方法、額等に係る規定及び複写の申込みに係る様式の規定を整備するほか、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 資料が電磁的記録によるものである場合の規定を整理する。
- (2) 資料の複写に係る実費の算定方法、額、用紙の大きさ等に係る規定を整備する。
- (3) その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

名張市立図書館規則の一部を改正する規則

名張市立図書館規則（昭和62年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(複写の申込み) 第18条 資料の複写<u>（複写機により用紙に出力すること又は当該資料が電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）である場合において当該電磁的記録を用紙（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に限る。）に出力することをいう。以下同じ。）を求める者は、図書館資料複写申込書（様式第2号の2）に実費（用紙への出力が白黒の場合には1枚につき10円とし、カラーの場合には1枚につき50円とする。）を添えて館長に提出することにより、申し込まなければならない。</u> 2 <u>前項の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として実費の額を算定する。</u> (資料の寄贈) 第28条 図書館に資料及びその他の物品を寄贈しようとする者（次条において「寄贈者」という。）は、寄贈申込書にその品名、数量、住所及び氏名を記載し、現品とともに館長に提出しなければならない。 2 略 (資料の寄託) 第30条 公開の目的をもって図書館に資料を寄託しようとする者は、その品名、数	(利用の申込み) 第18条 資料の複写を求める者は、<u>実費を添えて申し込まなければならない。</u> (資料の寄贈) 第28条 図書館に資料及びその他の物品を寄贈しようとする者（次条において「寄贈者」という。）は、寄贈申込書にその品名、数量、<u>価格</u>、住所及び氏名を記載し、現品とともに館長に提出しなければならない。 2 略 (資料の寄託) 第30条 公開の目的をもって図書館に資料を寄託しようとする者は、その品名、数

量、寄託期間、住所及び氏名を記載した
寄託申込書を提出し、館長の承諾を得て
現品を提出しなければならない。

量、価格、寄託期間、住所及び氏名を記
載した寄託申込書を提出し、館長の承諾
を得て現品を提出しなければならない。

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第2号の2（第18条関係）

（表面）

図書館資料複写申込書

申込年月日 年 月 日

名張市立図書館長 宛て

名張市立図書館規則（昭和62年教育委員会規則第4号）第18条第1項の規定により、下記のとおり資料の複写を申し込みます。

記

図書利用カード の番号又は氏名		
(任意) 住 所		
(任意) 電話番号		
資料名	複写を申し込む箇所	用紙の大きさ・枚数等
	ページ～ ページ	用紙の大きさ 白黒 枚 カラー 枚
	ページ～ ページ	用紙の大きさ 白黒 枚 カラー 枚
	ページ～ ページ	用紙の大きさ 白黒 枚 カラー 枚
	ページ～ ページ	用紙の大きさ 白黒 枚 カラー 枚
合計		用紙の大きさ 白黒 枚 カラー 枚

※裏面「資料の複写について」を事前にご確認の上、お申込みください。

(裏面)
資料の複写について

名張市立図書館では、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定により、複写を認めています。次の要件を満たさない場合には、複写はできません。

1. 目的
 - ・ 個人の利用であること。
 - ・ 調査研究の用に供するものであること。
2. 資料
 - ・ 名張市立図書館が所蔵している資料であること。
(他の図書館の資料であっても、一定の条件を満たせば複写できる場合があります。)
3. 範囲・数量
 - ・ 雑誌等の定期刊行物は、原則として次号が発行されるまでは、最新号は複写できません。
 - ・ 著作物の全部を複写することはできません。
 - ・ 一人につき、一つの資料について複写することができるのは一部までです。

§ 著作権法（抜粋）

(図書館等における複製等)

第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条及び第104条の10の4第3項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（次項及び第6項において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

(1) 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第2項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

(2) ・ (3) 略

2～11 略

4. 名張市立図書館規則第19条第1項の規定による複写の制限

次に掲げる場合には、資料は複写することができません。

- (1) 寄託資料で複写禁止の条件があるもの
- (2) 複写のため資料を毀損するおそれがあるもの
- (3) 前2号のほか、適当でないと館長が認めたもの

○実費の額

白黒	1枚10円
カラー	1枚50円

※用紙の大きさはA3以下までです。両面印刷の場合は片面で1枚と数えます。

○領収書が必要な場合は、職員までお申出ください。

○ご自身で複写された場合のコピーミスについての返金はありません。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。